

東海旅客鉄道株式会社 I Cカード連絡運輸運送約款の一部改正（消費税率の引上げによる運賃・料金の改定に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
(I C連絡通勤定期運賃)	(I C連絡通勤定期運賃)
第 33 条 第 21 条第 1 項第 1 号により発売する大人の通勤定期券の I C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。	第 33 条 第 21 条第 1 項第 1 号により発売する大人の通勤定期券の I C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。
(中略)	(中略)
2 第 21 条第 1 項第 1 号により発売する小児の通勤定期券の I C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。	2 第 21 条第 1 項第 1 号により発売する小児の通勤定期券の I C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。
(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸 J R旅規第 98 条に規定する小児通勤定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 38 条及び同第 51 条に規定する小児通勤定期旅客運賃を併算した額	(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸 J R旅規第 74 条及び同第 95 条第 1 号又は同第 96 条に規定する小児通勤定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 38 条及び同第 51 条に規定する小児通勤定期旅客運賃を併算した額
(2) J R線と名古屋鉄道線の連絡運輸 J R旅規第 98 条に規定する小児通勤定期旅客運賃並びに名鉄旅規第 45 条及び同第 3 章第 3 節に規定する小児通勤定期旅客運賃を併算した額	(2) J R線と名古屋鉄道線の連絡運輸 J R旅規第 74 条及び同第 95 条第 1 号又は同第 96 条に規定する小児通勤定期旅客運賃並びに名鉄旅規第 45 条及び同第 3 章第 3 節に規定する小児通勤定期旅客運賃を併算した額
(中略)	(中略)
(身体障害者又は知的障害者に対する割引の I C連絡通勤定期運賃)	(身体障害者又は知的障害者に対する割引の I C連絡通勤定期運賃)
第 35 条 第 24 条により発売する大人の身体障害者又は大人の介護者に対する割引の通勤定期券の I C連絡定期運賃及び第 26 条により発売する大人の知的障害者又は大人の介護者に対する割引の通勤定期券の I C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。	第 35 条 第 24 条により発売する大人の身体障害者又は大人の介護者に対する割引の通勤定期券の I C連絡定期運賃及び第 26 条により発売する大人の知的障害者又は大人の介護者に対する割引の通勤定期券の I C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。
(中略)	(中略)
2 第 24 条により発売する小児の身体障害者又は小児の介護者に対する割引の通勤定期券の I C連絡定期運賃及び第 26 条により発売する小児の知的障害者又は小児の介護者に対する割引の通勤定期券の I C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。	2 第 24 条により発売する小児の身体障害者又は小児の介護者に対する割引の通勤定期券の I C連絡定期運賃及び第 26 条により発売する小児の知的障害者又は小児の介護者に対する割引の通勤定期券の I C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。
(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸	(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸

現行	改正
<p>J R旅規第98条及びJ R身規第7条又はJ R知規第6条に規定する小児通勤定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第38条、同第52条及び豊鉄障規第7条に規定する割引の小児通勤定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(2) J R線と名古屋鉄道線の連絡運輸</p> <p>J R旅規第98条及びJ R身規第7条又はJ R知規第6条に規定する小児通勤定期旅客運賃並びに名鉄旅規第45条、同第3章第3節及び名鉄身規第7条又は名鉄知規第6条に規定する割引の小児通勤定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(以下略)</p>	<p>J R旅規第74条及び同第95条第1号又は同第96条並びにJ R身規第7条又はJ R知規第6条に規定する小児通勤定期旅客運賃と豊鉄旅規第38条、同第52条及び豊鉄障規第7条に規定する割引の小児通勤定期旅客運賃とを併算した額</p> <p>(2) J R線と名古屋鉄道線の連絡運輸</p> <p>J R旅規第74条及び同第95条第1号又は同第96条並びにJ R身規第7条又はJ R知規第6条に規定する小児通勤定期旅客運賃と名鉄旅規第45条、同第3章第3節及び名鉄身規第7条又は名鉄知規第6条に規定する割引の小児通勤定期旅客運賃とを併算した額</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、令和元年10月1日から施行する。